

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年1月まで

私は、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料が未納となっている旨回答を受けた。

当時は、私の妻の国民年金保険料と併せ、A納税貯蓄組合を通してB町（現在は、C市）に納付していたが、妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人の申立期間に近接する厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われている上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻については、申立期間は納期内に納付していることが確認できる。

また、申立人の妻は、婚姻後の昭和53年7月から国民年金に任意加入し、国民年金の加入期間はすべて納付済みである上、同居していた申立人の母も、国民年金制度の発足時から加入し、60歳到達時まですべて納付済みであることから、申立人の家族は国民年金制度に対する理解や納付意識は高かったと推認できる。

さらに、B町では、申立期間当時、現年度保険料をA納税貯蓄組合で集金していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門（現在は、C社D支店B部門）における資格取得日に係る記録を昭和57年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月21日から同年11月1日まで
ねんきん定期便では昭和57年10月が空白になっているが、当時はC社E支店からグループ会社のA社B部門に転勤した時期に当たり、退職した記憶も無く継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社作成の在籍証明書から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和57年10月21日にC社E支店からA社B部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の厚生年金保険被保険者原票の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録におけるC社の資格取得日が雇用

保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 57 年 11 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月21日から同年4月21日まで
社会保険業務センター（当時）に年金加入記録回答票にて申立期間の加入の照会をしたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった旨の回答があった。当時はB社C支店からグループ会社のA社本店に転勤した時期に当たり、退職した記憶も無く継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社作成の在籍証明書、申立人あて在籍記録証明及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和59年3月21日にB社C支店からA社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の厚生年金保険被保険者原票の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としてお

り、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成元年3月までの期間、3年4月から10年3月までの期間及び11年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月から平成元年3月まで
② 平成3年4月から10年3月まで
③ 平成11年11月

国民年金加入当時から口座振替なので未納はあり得ない。今は年金手帳があるが、加入時はA市から郵送されなかった。

申立期間が未納であるとして一度もA市から連絡がなかった。連絡がなかったのは、納付されていたからと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入当時から口座振替により、B金庫C支店、D金庫E支店及びF組合G支店を利用して国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているものの、各金融機関に照会したところ、i) 申立期間①については、B金庫C支店に口座は開設されていたものの、国民年金保険料が口座振替された記録は確認できない上、他の2金融機関には口座そのものが開設されていないこと、ii) 申立期間②については、3金融機関に口座は開設されていたものの、いずれの口座からも国民年金保険料が口座振替された記録は確認できないこと、iii) 申立期間③については、F組合H支店において、平成10年8月分から国民年金保険料が口座振替されていることは確認できるものの、申立期間の保険料は、預金残高不足により、振替できなかったことが確認できた。

また、申立人は、「最初から口座振替で国民年金保険料を納付し、市役

所、銀行等の窓口では納めたことが無い。」と供述しているが、オンライン記録により、申立期間①及び②の間にある平成元年4月から3年3月までの期間、申立期間②及び③の間にある10年4月から同年7月までの期間については、保険料が口座振替以外の方法により納付されていることが推認でき、その供述とは符合しない。

さらに、申立期間は99か月と長期間であり、このように長期間にわたって申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、当時の勤務状況、居所等に関する申立人の記憶も曖昧^{あいまい}であり、具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人は、「口座振替のことは、母に聞いてほしい。」と供述しているが、母は、「息子（申立人）に、国民年金の加入と必ず保険料を納付するよう口座振替を勧めたが、同居していたときも、別居していたときも、加入手続、保険料納付、口座振替手続をしてあげたことは無い。」と供述している。

なお、申立人は、「昭和63年か64年に、国民年金の加入手続をした。申立期間①、②の当時は、A市の実家に住民票をおいたままI県、J県で仕事をしていた。」と主張しているものの、申立人については、国民年金手帳記号番号払出簿により、A市で63年12月13日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できるが、住民基本台帳上、A市以外に住所変更をしたことが無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成20年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年12月から平成20年6月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間については免除期間ではなく、未納になっているとの回答をもらった。

私は、昭和62年12月に国民年金保険料の納付が困難であることから、A町役場に出向き、国民年金保険料が納められないのでどうすればよいかとの相談をしたところ、同町役場の担当者が、「こちらで処理しておく。」と言ったにもかかわらず、申立期間が未納とされており、免除期間とされていないことには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、247か月と長期間である上、オンライン記録を見ても、申立期間において免除申請の記録は無く、国民年金保険料はすべて未納であるとともに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを確認できる関連資料も無い。

また、申立人は、昭和62年12月にA町役場に出向いた際、担当者に納付困難であることを口頭で伝え、これに対して担当者から、「こちらで処理しておく。」と言われたと主張しているものの、申立人は、「その時に免除申請書等の書類に記入、押印したことは無く、それ以降も、同町役場より免除についての文書は一切何も送られて来ていない。」と述べている上、同町役場では、申立人が申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す資料は無いと回答していることから、申立人が、申立期間において、毎年申請免除の手続を行っていた事情はうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②は免除期間であり、納付事実は確認できないとの回答をもらった。

私は、昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の免除については確かに自分で申請していたが、そのほかに免除申請したことは一度も無く、申立期間①及び②については、私が夫の国民年金保険料と一緒に、二人分の保険料を A 銀行 B 支店か C 金庫 D 支店で納めていたにもかかわらず、納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、「申免（90.5）57.4～58.3まで」と記載され、申立期間②のうち昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間は、「申免（90.5）58.7～59.3まで」と記載されている上、オンライン記録によると、申立期間②のうち昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、「申請 昭和 59.7.31 昭 59.4-60.3 処理年月日 昭和 60.1.8」と記録されていることから、申立期間はいずれも申請免除期間とされていることが確認できる。

また、E 市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②は共に申請免除期間となっており、当該記録は前記の特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、「当該申立期間については免除申請した覚えは無い。」と述べているものの、免除の承認は本人

又は家族の免除申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

加えて、申立人は、「国民年金保険料は毎月納めていた。」と主張しているものの、保険料が毎月納付になったのは平成元年4月以降であり、その主張とは符合しないほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 11 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から同年 11 月まで
④ 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで
⑧ 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
⑨ 昭和 55 年 5 月から同年 11 月まで
(各申立期間日付不詳)

私は、昭和 44 年から 46 年までの期間については、毎年 4 月から 11 月まで A 社、47 年から 51 年までの期間については、毎年 4 月から 12 月まで B 社及び 55 年 5 月から同年 11 月までの期間については、C 社に季節作業員として勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるが、いずれの会社においても厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③について、申立人の業務に関する記憶及び一緒に勤務したとする世話役の氏名に記憶があることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「正社員は健康保険・厚生年金保険に加入させ、季節作業員は日雇労働者健康保険に加入させていた。当時の正社員の名簿の中に申立人の氏名は無く、季節作業員として日雇いで雇用していたかも

しれない。」と回答している上、当該事業所から提出された健康保険・厚生年金保険に加入していた被保険者名簿の中に申立人及び世話役の氏名は見当たらない。

また、一緒に勤務したとする世話役は、既に他界していることから当時の状況について証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間④から⑧について、申立人の業務に関する記憶、一緒に勤務したとする同僚の氏名に記憶があること及び同僚の証言並びに一部期間は相違するものの雇用保険の加入記録から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間の後半に一緒に勤務したとする同僚Dは、「申立人とは同じ仕事をしていたが、自分は、B社では厚生年金保険に加入していない。国民年金に加入し保険料を納付していた。B社では季節作業員を厚生年金保険に加入させていないと思う。」と証言している上、同僚D及び同僚Dと一緒に勤務したと述べている同僚Eも、当該事業所で厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が、申立期間に一緒に勤務したとする申立人の兄は、申立期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、同僚Fについては、申立期間後の昭和52年10月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人の兄は病気であり、同僚Fは、所在不明であることから、当時の状況について証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は、平成12年2月に解散し、同年9月、厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の厚生年金保険加入手続等について関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間⑨について、申立人の業務に関する記憶、一緒に勤務したとする世話役及び同僚の氏名に記憶があること並びに一部期間は相違するものの雇用保険の加入記録から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の社員で連絡の取れた二人は、「C社では、季節作業員はG国民健康保険の第二種に加入し、厚生年金保険には加入させていない。」と証言している上、G国民健康保険組合H事務所では、「昭和56年度以前に脱退した者の加入記録は組合員台帳が無いため確認できない。第一種組合員は事業主、役職員、職員に準ずる者及び基幹労務者、第二種組合

員は日雇労働者が加入していた。」と回答している。

また、一緒に勤務したとする世話役及び同僚 I は、当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、既に他界していることから当時の状況について証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年から 39 年にかけてのいずれかの年で約半年 (年月日不詳)
② 昭和 38 年から 39 年ころにかけての連続する 2 年でそれぞれ約半年 (月日不詳)

私は、船員保険の加入記録がある期間の合間に勤務した。申立期間①は、A社に勤務し、申立期間②は、B社に勤務した。いずれも、運転手で、C県から荷物を積み、D県、E県、F県、G県に行き、帰りは酒や果物を積んでC県内に降ろすという業務内容であった。

なお、A社に勤務したのが先で、その後にB社に勤務したと記憶している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所にそれぞれ勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①に係るA社は、商業登記簿から、昭和 37 年 4 月 16 日に会社を設立しているが、厚生年金保険の適用事業所となったのは、39 年 4 月 1 日であり、申立人が同社に勤務したのは、船員保険の加入記録から見て、37 年 10 月 30 日から 38 年 4 月 1 日までの間であったと推認できることから、申立人が勤務していたころは、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

また、元事業主は既に他界しており、証言は得られなかったが、元事業主の息子 (申立期間当時の元取締役) に照会したところ、「申立人は知らないが、当時は出稼ぎが多く、人手不足でもあり、運転手の言うがままであ

った。運転手は現金収入の多さを好んだことから、会社は、設立当初から厚生年金保険の適用を受けたのではなく、指導を受けてから、その後に厚生年金保険の適用事業所となった。」と述べている。

申立期間②について、現在の事業主は、「当時の記録が無いため、在籍していたか不明である。申立てどおりの届出を行ったかは不明である。厚生年金保険料を控除していたか不明である。」と回答しているほか、同社が加入するH健康保険組合に照会したが、「記録の保存期間を経過しており、確認できない。」と回答している。

また、連絡の取れた同僚の一人は、「当時、社員は3か月は臨時であった。」、もう一人の同僚は、「当時は、3か月は見習いで、その後本採用となった。」と述べており、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間について、事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 31 日から同年 12 月 23 日
まで

② 昭和 43 年 5 月 18 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間当時の私の職務は、A丸におけるB業務及びC業務であり、毎年機械整備があったため、昭和 47 年 12 月 18 日までは年中船員保険証を使用していた。

しかし、私の船員保険の加入記録を見るとたびたび途切れており、また船員手帳の記録と船員保険の加入期間が合わないことに納得がいかない。

関連する書類は存在しないが、申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人がA丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立人によると、当時A丸は漁船として稼働し、15人から18人が乗船していたとしているが、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、A丸において当該期間に船員保険被保険者期間が確認できる同僚は4人であることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録及び元同僚二人の証言から、申立人がA丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、A丸において当該期間に船員保険被保険者期間が確認できる同僚は存在せず、

申立人を含めた 24 人が A 丸の操業開始年月日である昭和 43 年 8 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、必ずしも船員手帳の雇入年月日と同日に船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A 丸は、昭和 48 年 11 月 30 日に適用事業所では無くなっており、船主は既に他界しているほか、A 丸に複数回乗船した記録のある元同僚二人から当時の周辺事情を聴取したものの、申立人の船員保険の加入状況について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 2 月 28 日まで
昭和 54 年 3 月に大学を卒業し、A 社 (B 県 C 市) へ入社した。当時の給与明細書は既に無いが、退社時に資格喪失届をもらって、次の勤務先又は D 市へ提出したと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社 (B 県 C 市) に勤務していたことは推認できる。しかしながら、C 市を所在地とする A 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、前記の元同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該元同僚は、「申立人の厚生年金保険料控除については知らない。私自身のことも覚えていない。私は次の仕事が決まっていたので、当該事業所はそれまでのつなが的なものだった。」と供述している。

さらに、当該事業所は平成 8 年に解散している上、当時の事業主は連絡先不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、C 市を所在地としないが適用事業所であった A 社の 2 社 (当時は E 区及び F 区に所在) について、オンライン記録を確認したものの、申立人に該当する記録は見当たらない。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 30 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで

私は、農閑期の昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 30 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 42 年 4 月 30 日までの期間、A 社（B 県 C 市）に勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、未加入となっていることには納得できない。同僚の名前を挙げるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことは、業務に関する記憶及び当時の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、当時の同僚の一人は、「会社が C 市に移転した際、事業規模を拡大したため、経費の負担が増え経営状態は良くなかった。経費を抑えるため、失業保険には全員加入させていなかった。厚生年金保険には出稼ぎの人を含め全員を加入させていたかどうか分からない」、他の同僚は、「社員の方は厚生年金保険に加入させていたが、社員の身分でない方は加入させていなかったと思う。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人が、一緒に勤務したことがあるとしている申立人の妻及び知人二人についても、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番

も無い。

加えて、申立人は申立期間において、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

なお、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。